



平成30年3月7日

各位

上場会社名	株式会社ゼンリン
代表者名	代表取締役社長 高山 善司
(コード番号)	9474)
問合せ先責任者	執行役員コーポレート本部長 松尾 正実
(TEL)	093-882-9050)

2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成30年3月7日開催の取締役会において決議いたしました2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、下記のとおり、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともにお知らせいたします。

記

1. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	4,440円
(ご参考)	
発行条件決定日（平成30年3月7日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	3,415円
ロ. アップ率 $\{[(\text{転換価額}) / (\text{株価(終値)}) - 1] \times 100\}$	30.01%
(注) 当社は平成30年4月1日を効力発生日として1株につき1.5株の割合で当社普通株式を分割する予定であり、本新株予約権付社債の要項に従い、当該株式分割の効力発生日以降は、上記転換価額は2,960.0円に調整されます。	

2. 社債に関する事項

(1) 社債の払込金額	本社債の額面金額の103.0% (各本社債の額面金額1,000万円)
(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）	本社債の額面金額の105.5%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売却は行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 本新株予約権付社債の概要

(1) 社債の総額

80億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 発行決議日

2018年3月7日

(3) 社債の払込期日及び発行日

2018年3月23日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2018年4月6日から2023年3月17日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。但し、（イ）本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、（ロ）本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また（ハ）本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。

上記いずれの場合も、2023年3月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができることとします。

(5) 償還期限

2023年3月31日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2018年2月28日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する潜在株式数の比率は4.88%になる見込みです。潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近（2018年2月28日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。

また、「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-E SOP）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式は自己株式に含まれておりません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

※詳細は、平成30年3月7日付当社発表の文書「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金82億円の使途は、以下を予定しております。

- ①経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、資本効率の向上及び株主還元強化を図ることを目的として、80億円を2018年5月末までに自己株式取得資金に充当する予定です。
- ②手取金総額から上記①を差し引いた残額を、2018年9月末までに設備投資資金を含む運転資金に充当する予定です。

自己株式取得に関しましては、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を80億円、取得期間を2018年3月8日から2018年5月31日までとする自己株式取得枠の設定を決議しております。

なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付金額の総額が上記①の金額に達しない可能性があります。その場合、手取金の一部を、設備投資資金を含む運転資金に充当する予定です。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。